

事 務 連 絡
平成17年12月19日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

厚生労働省老健局総務課

「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、今回の改正に伴い、領収証の様式等の変更が必要となるため「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月12日付事務連絡）に基づく取扱いについて平成17年10月1日サービス分より別添のとおりといたします。

つきましては内容を御了知の上、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしく願いいたします。

なお、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日付厚生労働省告示第419号）」に基づいて「特別な居室等又は特別な食事に係る利用料」と居住、滞在及び食事の提供に係る利用料の取扱いが事業所等で適正に実施されるよう、指導監督を徹底していただくようお願いいたします。

また、平成17年10月分に限って従来の領収証による発行を認めることとします。

別添

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする

1 対象者

要介護度1～5の要介護認定を受け指定介護老人福祉施設に入所する者。

2 対象費用の額

介護費（法第48条第2項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第3項第1号及び同令第41条第3項第1号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第9条第3項第2号及び同令第41条第3項第2号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の2分の1に相当する金額。

3 領収証

法第48条第7項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第82条に規定する領収証に、2の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式)

指定介護老人福祉施設利用料等領収証

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
施設事業者名 及び住所等		社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項 目		単 価	数 量	金 額 (利用料)
①	介護費			
②	食費			
③	居住費			
④	特別食負担			
⑤	特別居住負担			
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
領 収 額		円		領収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②+③) × 1 / 2		円		

- (注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。
- 2 ①介護費の単価及び数量については適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。
- 3 ①、②及び③の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。
- 4 医療費控除を受ける場合、この領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。